

諮問日：令和4年1月26日（令和3年度（情）諮問第45号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（情）答申第12号）

件名：大阪地方裁判所において弁護人が刑事記録を謄写する際のスマートフォン等による撮影の可否が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「弁護人が裁判所で刑事記録を謄写する際、インターネットに直接接続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影を遠慮してもらうことになっていることが分かる大阪地裁の文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が令和3年12月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 刑事訴訟に関する書類等の謄写に当たって一定の条件を付したり必要な措置を講じたりすることは、個別の係属事件を担当する裁判長又は裁判官において判断されるべき事柄であり（刑事訴訟規則301条）、必ずしも司法行政文書

として本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

その他、原判断庁に本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる事情は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、刑事事件の記録の謄写の方法に関するものであるが、刑事訴訟に関する書類等の謄写に当たり、裁判長又は裁判官が、日時、場所及び時間を指定し、かつ、刑事訴訟規則所定の要件の下で、裁判所書記官その他の裁判所職員をこれに立ち合わせ、又はその他の適当な措置を講じるものとされていること（同規則301条）を踏まえれば、上記の適当な措置を講じることについては、個別の係属事件を担当する裁判長又は裁判官において判断されるべき事柄であるといえるから、必ずしも司法行政文書として本件開示申出に係る文書を作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、大阪地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、大阪地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、大阪地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子